



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
7月4日
号外（1）
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 選挙管理委員会告示

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長および同職務代理者の選任	2
令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長および同職務代理者の選任	2
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙会の日時および場所	2
令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会の日時および場所	2
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式	2
令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式	4
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	6
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時および場所	6
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の放送順位	6
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所	7
令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所	7
令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称および略称ならびに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所	7
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	7
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて	7
令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて	7
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長印	8
令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長印	8
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8
<h3>○ 参議院選挙区選出議員選挙滋賀県選挙区選挙長告示</h3>	
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長の事務を取り扱う場所	9
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において選挙長が立候補の届出を受け付ける順位	9
令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において滋賀県選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所	9
<h3>○ 参議院比例代表選出議員選挙滋賀県選挙分会長告示</h3>	
令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長の事務を取り扱う場所	9

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において滋賀県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所..... 9

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

滋選委告示第19号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

選挙長

滋賀県大津市松本二丁目12番27号 世古正

選挙長職務代理者

滋賀県大津市中庄一丁目7番4号 藤原久美子

滋選委告示第20号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

選挙分会長

滋賀県大津市松本二丁目12番27号 世古正

選挙分会長職務代理者

滋賀県大津市中庄一丁目7番4号 藤原久美子

滋選委告示第21号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

日時 令和元年7月24日午前10時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

滋選委告示第22号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会は、次の日時および場所において行う。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

日時 令和元年7月24日午前11時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

滋選委告示第23号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

投票用紙

表

折目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	<div style="text-align: center;"> <p>第二十五回通常選挙</p> <p>参議院（選挙区）議員選挙投票</p> <p>滋賀県選挙管理委員会印</p> </div> <p style="font-size: small;"> <small>一</small> 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>二</small> 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 </p>
--------------------------	---

- 備考 1 投票用紙の色は、クリーム色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

裏

折目

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">こうほしやしめい 候補者氏名</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 10px;"></div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">参議院 選挙区 議員選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">点字投票 第二十五回通常選挙</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">滋賀県 選挙管理 委員会印</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="font-size: 1.2em;">○ 注意</p> <p style="font-size: 0.8em;">一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div>	
--	---	--

- 備考 1 投票用紙の色は、クリーム色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「さん せんきょく」と表示する。

滋選委告示第24号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

投票用紙
表

裏

折目

第二十五回通常選挙
参议院（比例代表）議員選挙投票
出

○注意
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称
又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

又 他 の 名 体 は	又 他 の 氏 団 体 の 名 は	又 他 の 者 の 氏 名 は	又 他 の 補 者 の 氏 名 は	又 他 の 候 者 の 氏 名 は
----------------------------	---	--------------------------------------	---	---

滋賀県
選挙管理
委員会印

- 備考 1 投票用紙の色は、白色とする。
2 滋賀県選挙管理委員会印は、赤色のインクで刷込みとする。
3 投票用紙は、赤色のインクで印刷する。

点字投票用紙
表

裏

折目

候補者の氏名又は は政治団体の の政治団体の 名称若しくは 名称 略称	又は略称を、 欄内につづくこと もできること。	<p>点字投票 第二十五回通常選挙</p> <p>参議院 (比例代表) 議員選挙投票</p> <p>出</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称</p>
		<p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p>

- 備考 1 投票用紙の色は、白色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、赤色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、赤色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「さん ひれい」と表示する。

滋選委告示第25号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3および第5号のポスターを掲示することができる日は、令和元年7月4日からとする。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

滋選委告示第26号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により行う各候補者の政見放送の日時を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古正

日時 令和元年7月4日午後6時
場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第27号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条の規定

による政見放送を行わない候補者の経歴放送または経歴の紹介の放送順位は、政見放送を行う候補者の後順位とし、政見放送を行わない候補者が2人以上あるときはくじで定める。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

滋選委告示第28号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

日時 令和元年7月6日午後1時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第29号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

日時 令和元年7月6日午後1時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第30号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条の規定により行う名簿届出政党等の名称および略称ならびに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

日時 令和元年7月4日午後7時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第31号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

制限額 38,751,000円

滋選委告示第32号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

滋選委告示第33号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、赤色のインクで刷込みとする。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

滋選委告示第34号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長印を次のとおり定める。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正



23ミリメートル平方

滋選委告示第35号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長印を次のとおり定める。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正



23ミリメートル平方

滋選委告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和元年7月3日現在において次のとおりである。

令和元年7月4日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世 古 正

50分の1の数	23,156
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	244,721
大津市選挙区の3分の1の数	94,530
彦根市犬上郡選挙区の3分の1の数	36,803
長浜市選挙区の3分の1の数	32,117
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,724
草津市選挙区の3分の1の数	36,218
守山市選挙区の3分の1の数	22,000
栗東市選挙区の3分の1の数	18,295
甲賀市選挙区の3分の1の数	24,620
野洲市選挙区の3分の1の数	13,964
湖南市選挙区の3分の1の数	14,602
高島市選挙区の3分の1の数	13,952
東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数	42,228
米原市選挙区の3分の1の数	10,872

参議院選挙区選出議員選挙滋賀県選挙区選挙長告示

参選選滋告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における滋賀県選挙区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和元年7月4日

参議院選挙区選出議員選挙

滋賀県選挙区選挙長 世 古 正

令和元年7月4日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会議員室および滋賀県議会第一委員会室

令和元年7月5日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

参選選滋告示第2号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和元年7月4日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和元年7月4日

参議院選挙区選出議員選挙

滋賀県選挙区選挙長 世 古 正

参選選滋告示第3号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和元年7月4日

参議院選挙区選出議員選挙

滋賀県選挙区選挙長 世 古 正

日時 令和元年7月18日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙滋賀県選挙分会長告示

参比選滋告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における滋賀県選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和元年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙

滋賀県選挙分会長 世 古 正

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

参比選滋告示第2号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県選挙分会会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和元年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙

滋賀県選挙分会長 世 古 正

日時 令和元年7月18日午後6時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

